

もくいく みえの木育ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、みえの^{もくいく}木育ネットワーク(以下「木育ネット」という。)と称する。

(事務局)

第2条 木育ネットの事務を処理するため、事務局を津市桜橋1丁目 一般社団法人三重県森林協会内に置く。

(活動目的)

第3条 市町等の行政機関や木育関係民間団体等が連携する場である、木育ネットを設置し、「木に触れ」、「木に親しみ」、「木の香り」を知り、木の持つ特徴や魅力などを理解し学ぶことや木製品を暮らしの中に取り入れる意義を学ぶ「木育(もくいく)」の取組を加速させる。

(活動・事業の内容)

第4条 木育ネットは、前条の目的を達成するため、次に該当する活動を行う。

1 会員相互のネットワーク構築

(1) 木育ネットの会員の登録

(2) 会員相互の意見交換会開催

2 『みえ木育広場』を設置し、市町イベントへの出展(木育キャラバン開催)

3 木育用玩具等の貸出

4 三重の木を使った「木育ミエトイ」の開発、製作と製品化

5 木育活動の情報提供・発信と広報活動

(6 みえの木育研修の実施)

(会員)

第5条 この会の目的に賛同し入会した者を会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別紙「みえの木育ネットワーク参加申請書」を三重県森林協会に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届（任意様式）を三重県森林協会に提出し任意に退会することができる。

(組織)

第8条 会に次の部会を置く。

ミエトイに関する

- (1) 設計・製作・開発部
- (2) みえの木育推進部

(会議)

第9条 会の運営を円滑に行うために、次の会議を開催する。

- (1) 全体会議
- (2) ミエトイ製作・販売会議
- (3) 木育推進会議

平成30年6月8日 制定

(別紙)

みえの木育ネットワーク参加申請書

一般社団法人三重県森林協会 へ
(FAX 059-228-3220)

令和 年 月 日

会社、団体 及び代表者氏名 又は個人氏名	(フリガナ)	
住所	〒	
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	
HPアドレス		
木育等に関する 活動実績		
木育ネットワー クに期待するこ と		
その他		